

建設改良工事の品質確保のための対応について

令和2年1月14日
長浜水道企業団

企業団では、業者のみなさまの技術提案や企業努力を入札結果に反映し、その結果、工事の品質を低下させることなく建設コストの削減を図り、最終的には水道料金の抑制にもつなげ、工事業者、水道利用者、企業団の「三方よし」を目指し、令和元年度の入札からは最低制限価格を設けないこととしました。その中で、最低の金額を提示いただいた場合においても工事の適正な施工が通常見込まれない金額での入札業者とは契約を行わず、当該業者以外の業者と契約を行うこととしてきましたが、令和2年度からは、より多くの業者のみなさまに参加いただき、より公平、公正な環境を整え、制度のさらなる向上を図るため、次のとおり入札制度の運用を見直します。

記

1. 品質確保に向けた対策

(1) 仕様書等に対する技術的提案

業者のみなさまからの技術提案をより入札結果に反映できる仕様書等の内容としています。

(2) 工事の適正な施行の確保について

水道管路工事および舗装工事、その他入札執行者が必要と認める場合、技術提案や企業努力において工事の適正な施行が通常見込まれないと判断される水準を新たに失格基準として設定します。

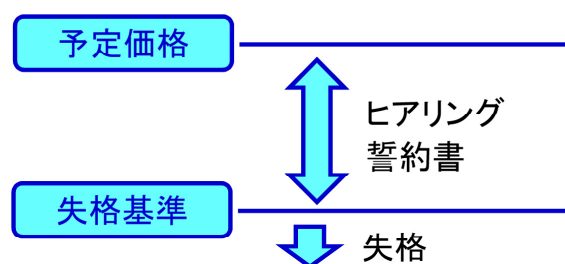
また、失格基準を上回る金額内での最低価格で入札をいただいた業者に対し、ヒアリングや誓約書の提出を通じて審査を行い、適正な施工が可能かどうかの確認を行います。

2. 判断基準

(1) 工事の適正な施工が不可能と判断する失格基準の設定

失格基準は、国が示す「低入札価格調査制度における価格による失格基準」を参考とし、企業団独自に現場状況、工事内容、使用材料、過去の入札状況等を考慮して工事ごとに設定します。

この金額および金額の設定方法詳細は、公表しません。



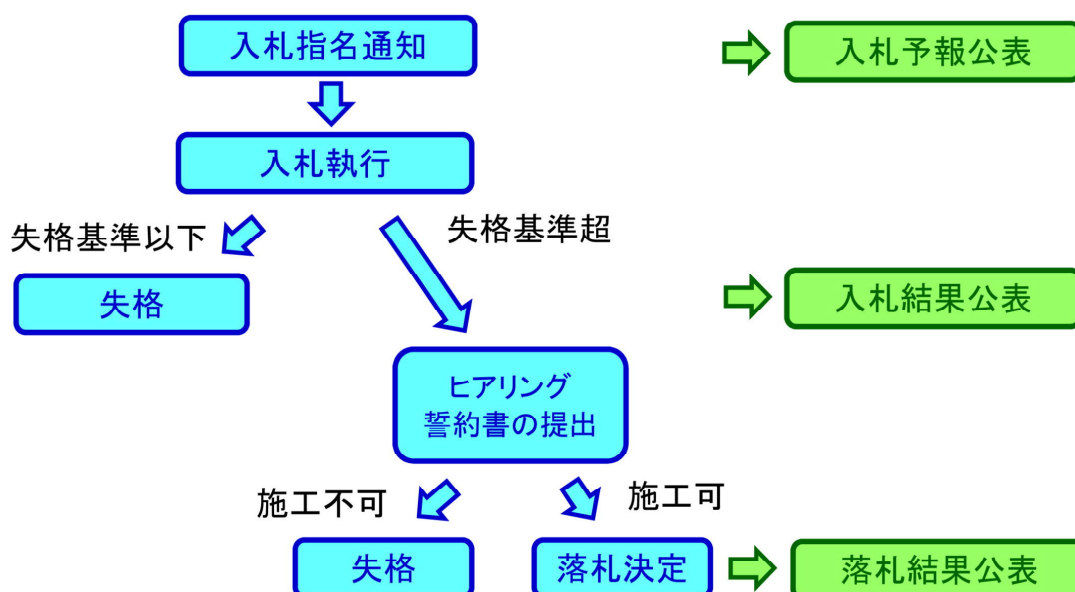
(2) ヒアリングの実施

基準金額を上回る金額を入札した業者の中で最低金額の入札を行ったものに対し、代表者(金額の積算について説明できる者に委任することができる。)にヒアリングを行い、入札金額に誤りがないか、適正な施工が可能か等を確認します。

(3) 誓約書の提出

失格基準を上回る金額を入札した業者の中で最低金額の入札を行った者に対し、入札金額で施工可能であり、ヒアリング内容に虚偽がないことを証する誓約書を提出していただきます。

入札のフロー



3. ヒアリングや誓約書に虚偽があった場合

ヒアリングでの発言内容や誓約書に虚偽があった場合は、適正な施工能力を有しないものとみなし契約を行わないまたは契約を解除するほか、指名停止等を行う場合があります。